

宍粟市住民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市住民投票条例（平成30年宍粟市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(実施請求書)

第3条 条例第7条第1項の実施請求書は、住民投票実施請求書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第7条第1項の趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

(代表者証明書)

第4条 条例第7条第1項の規定による申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第7条第1項の代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書（様式第3号）によるものとする。

3 条例第7条第3項の規定による却下の通知は、住民投票実施請求却下通知書（様式第4号）により行うものとする。

(署名簿及び署名等)

第5条 条例第8条第1項の署名簿は、住民投票実施請求者署名簿（様式第5号）によるものとする。

2 条例第8条第1項の署名等は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字、点字又は市長が認める記号によるものとし、かつ、判読しうるものでなければならない。

3 条例第8条第3項の規定により委任を受けた者（以下「代筆者」という。）が委任した者の署名等を行う場合においては、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名等をしなければならない。

4 条例第8条第4項の代表者の委任状は、住民投票実施請求署名収集委任状（様式第6号）によるものとする。

5 条例第8条第5項の規定による届出は、住民投票実施請求署名収集委任届出書（様式第7号）により行うものとする。

(審査名簿の調製)

第6条 条例第10条第1項の規定により調製する審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審査名簿に関し必要な事項については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙人名簿の例による。

(署名簿の効力を証明する書面)

第7条 条例第12条第1項の署名簿の効力を証明する書面は、住民投票実施請求署名収集証明書（様式第8号）によるものとする。

（投票資格者名簿の調製）

第8条 条例第16条第1項の規定により調製する投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

2 前項に定めるもののほか、投票資格者名簿に関し必要な事項については、公職選挙法に規定する選挙人名簿の例による。

（投票管理者及び投票立会人）

第9条 条例第18条の投票管理者は、投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

2 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。

3 条例第18条に規定する投票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人を選挙管理委員会が選任する。

（期日前投票）

第10条 条例第21条第1項の期日前投票は、投票日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、条例第13条第2項に規定する告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票の投票所において行うものとする。

（不在者投票）

第11条 条例第21条第2項の不在者投票は、前条の投票人が、不在者投票管理者（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項から第4項までの規定の例により置く不在者投票管理者をいう。）の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行うものとする。

（点字投票）

第12条 条例第21条第3項の点字による投票（以下「点字投票」という。）は、視覚障がいのある投票人が投票管理者に申請することにより行うものとする。

2 点字投票を行う投票人は、点字投票である旨を表示した投票用紙（以下「点字用の投票用紙」という。）に、付議事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と、自ら点字により記載しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対を記載しないもの
- (4) 賛成及び反対をともに記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの
- (6) 白紙投票

（代理投票）

第13条 条例第21条第4項の代理投票は、心身の故障その他の事由により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行うものとする。

(開票管理者及び開票立会人)

第14条 条例第23条の開票管理者は、投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

2 選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。

3 条例第23条の開票立会人は、投票資格者の中から、本人の承諾を得て、3人を選挙管理委員会
が選任する。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月22日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年2月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

住民投票実施請求書

年 月 日

宍粟市長様

住 所

実施請求代表者

氏 名

宍粟市住民投票条例第5条第1項の規定により、住民投票の実施を請求します。

1 住民投票に付そうとする事項

2 住民投票に付そうとする事項の趣旨

（注）

- 1 住民投票に付そうとする事項は、容易に内容を理解できる事項としてください。
- 2 住民投票に付そうとする事項の趣旨は、1,000字以内で記載してください。

様式第2号（第4条関係）

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

宍粟市長様

住 所
実施請求代表者
氏 名

宍粟市住民投票条例第7条第1項の規定により、
を問う住民投票に係る住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

住民投票実施請求代表者証明書

氏 名	
住 所	

上記の者は、を問う住民投票の実施請
求代表者であることを証明します。

併せて、宍粟市住民投票条例第7条第4項の規定により次のとおり通知します。

年 月 日現在の投票資格者の総数の6分の1の数	
-------------------------	--

年 月 日

宍粟市長

様式第4号（第4条関係）

住民投票実施請求却下通知書

様

宍粟市長

年 月 日付けで請求のあった住民投票の実施について、次の理由により請求を却下したので通知します。

却下理由

様式第5号（第5条関係）

（表紙）

年 月 日

住民投票実施請求者署名簿

を問う住民投票

（第 号）

署名収集者 氏 名

住民投票実施請求署名収集委任状

次の者に対し、
の署名等を求めることを委任する。

を問う住民投票に関して、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求のため

受任者	住所	
	氏名	

年 月 日

委任者 (実施請求代表者)	住所	
	氏名	印

住民投票実施請求署名収集委任届出書

年 月 日

宍粟市長

住 所
実施請求代表者
氏 名

次の者に対し、
を問う住民投票に関し
て、住民投票実施請求者署名簿に住民投票実施請求のための署名等を求めることを委任したので、
宍粟市住民投票条例第8条第5項の規定により届け出ます。

受任者	住所	
	氏名	
委任した年月日		

住民投票実施請求署名収集証明書

を問う住民投票の実施を請求するため、
年 月 日付けで実施請求代表者から提出のあった署名簿の審査の結果は次のとおりである。

1 署名簿の提出冊数 冊

2 審査終了年月日 年 月 日

3 審査結果

署名総数	
有効署名数	
無効署名数	

4 審査名簿に登録されている者の総数の6分の1の数

--

以上により、審査名簿に登録されている者の総数の6分の1以上の有効署名数が（あった・なかった）ことを証明する。

年 月 日

宍粟市選挙管理委員会委員長